

保険料率はなぜ上がったか？

国民健康保険では、《医療費など必要と見込まれる費用額》から《国・県の補助金、市の繰入金などの収入額》を除いた額(「賦課総額」)を被保険者のみなさまに負担していただきます。

下のグラフをご覧ください。国保の費用額は被保険者の伸び以上に毎年増え続けています。平成十四年度の医療制度改正の後、老人保健拠出金は減少しています。が、保険給付費全体は増加しています。

制度改正により、七〇歳の誕生日を迎えるたびに毎月200名以上の方が前期高齢者になり、その数は増え続けています。前期高齢者になると、これまで病気などで医療機関で受診する際、医療費の7割を国保が負担していましたが、原則9割を国保が負担しますので保険給付費が増えることとなります。

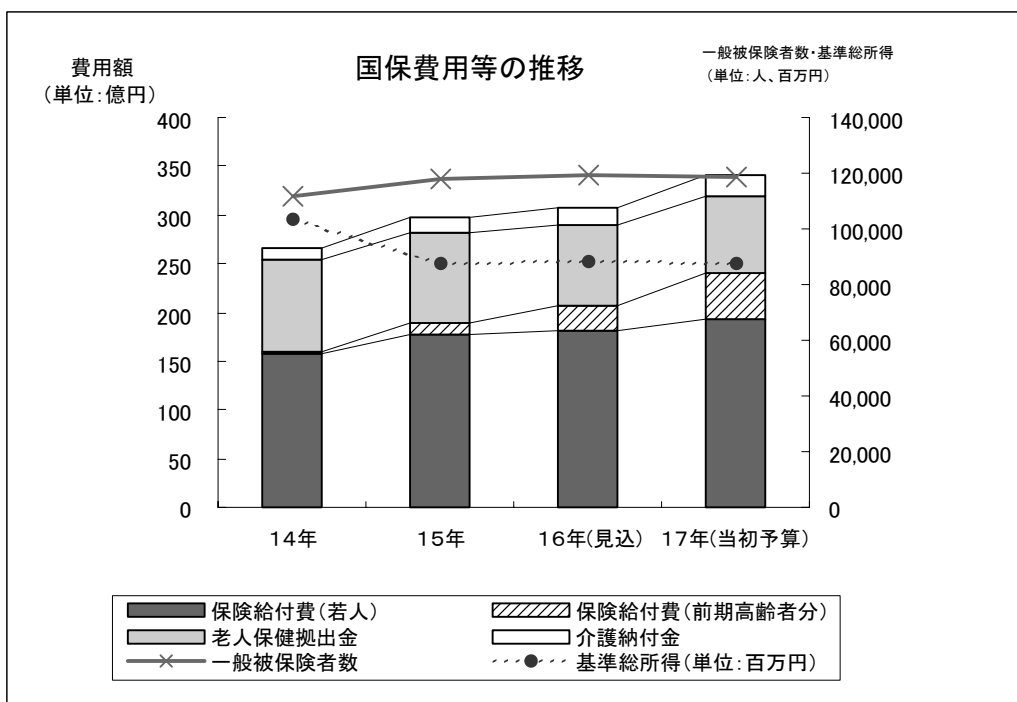
下の表をご覧ください。平成十七年度の医療給付費分の賦課総額は約120億円で前年度の約113億円から大幅に増えています。一方、保険料の所得割の算定基礎となる基準総所得金額は、一世帯平均、被保険者一人平均とも、前年度を下回っています。医療費が増えて所得が減っているという現象です。このようなことから平成十七年度の医療給付費分保険料率は上がることになりました。

また、介護納付金分保険料率についても、全国の要介護者への給付費の増大に伴い、四〇歳以上六五歳未満のいわゆる介護保険第二号被保険者が負担する介護納付金が増えましたので、前年度に比べ引上げとなりました。

医療給付費分の賦課額・基準総所得等の前年度との比較

項目	H17年度	H16年度	比較	伸び率
賦課総額	120 億円	113 億円	7 億円増	6.2 %増
一般被保険者世帯数	69,000 世帯	68,400 世帯	600 世帯増	0.9 %増
一般被保険者数	118,600 人	119,200 人	600 人減	0.5 %減
1世帯当りの平均賦課額	174,100 円	165,700 円	8,400 円増	5.1 %増
1人当りの平均賦課額	101,000 円	95,000 円	6,000 円増	6.3 %増
1世帯当りの平均基準総所得	127 万円	130 万円	3 万円減	2.3 %減
1人当りの平均基準総所得	740,000 円	744,000 円	4,000 円減	0.5 %減

※数値は概数で計算しています。



保険料の減免について

災害・失業・低所得などによって、保険料を納めることが困難なときは、申請手続きをすると保険料の所得割額を減免できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

減免を受けられる場合 (●は申請手続きに必要な書類です。)

1. 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき
 - 消防署、警察署等が発行する被災程度の確認のできる証明書及びその他必要な書類
2. 平成16年中の合計所得金額が1000万円以下で、引き続き3ヵ月以上の失業または休廃業により生活が困難となったとき
 - 雇用保険受給資格者証
 - 廃業届(税務署提出の控え)かこれに準ずるもの
 - 地区民生委員の無職であることの状況確認書
3. 平成16年中の合計所得金額が500万円以下で、平成17年中の合計所得の見込み金額が、その半分以上となるとき
 - 平成17年中の所得の見込み金額を算出する根拠となるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
4. 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯
5. 1ヵ月以上の期間、給付の制限を受ける方
 - 事実を証明するもの(在所証明等)

注① 合計所得とは、それぞれの所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください)。

注② 上記5つのうちで複数に該当する場合でも、減免を受けられるのは最も減免額の多いひとつだけです。

注③ 減免が適用された場合、手続きをとられた翌月以降の納期で保険料が調整されます。

保険料の軽減について

所得の少ない方や所得のない方は、保険料(均等割額と平等割額の合計額)が軽減される場合があります。

軽減は世帯の合計所得が下表の基準に該当する場合に適用されます。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

また、7割および5割の軽減は自動的に適用されますが、2割の軽減には申請が必要です。

なお、軽減は介護納付金分保険料にも適用されます。

■軽減判定基準早見表(世帯主が被保険者の世帯)

※2割の軽減には申請が必要です。

軽減割合 被保険者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減 ※
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人	33万円以下	57万5千円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人	33万円以下	106万5千円以下	173万円以下
5人	33万円以下	131万円以下	208万円以下
6人	33万円以下	155万5千円以下	243万円以下
7人	33万円以下	180万円以下	278万円以下
8人	33万円以下	204万5千円以下	313万円以下